

令和4年度

登別市定期監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 1 6 2 号
令和5年1月27日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様
登 別 市 議 会 議 長 辻 弘 之 様
登 別 市 教 育 委 員 会 教 育 長 安 宅 錦 也 様
登 別 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 和 田 卓 士 様
登 別 市 農 業 委 員 会 会 長 逢 坂 裕 明 様

登別市監査委員 佐 藤 紀 清
登別市監査委員 村 井 寿 行

令和4年度定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

定期監査報告書

1 監査の期間

令和4年9月15日から令和5年1月26日まで

2 監査の対象部局

総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、会計室、教育委員会、消防本部・署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された財務に関する事務及び令和3年度執行分の給付等事務、契約等事務、財産管理事務

4 監査の方法

財務に関する事務、給付等事務、契約等事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が法令に適合し、正確で、予算に基づき適正に執行されているかを主眼とし、実施にあたってはあらかじめ資料の提出を求めるとともに、その中から抽出により検査を実施して、関係職員から内容について説明を受けた。

抽出した関係書類及び現地監査施設は別表1から4のとおり。

なお、現地監査については、前年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため実施を見送ったが、今年度は実施し、関係職員より説明を受けた。

別表 1

給付等事務 (抽出)

対象部局	事業名
保健福祉部	介護予防（居宅介護）住宅改修費
	介護予防（居宅介護）福祉用具購入費
観光経済部	鬼まちグルメ事業

別表 2

業務委託契約・物品売買契約等 (抽出)

対象部局	契約名	契約業者
総務部	本庁舎電気設備修繕	株式会社吉野電気商会
	防災行政無線（同報系）屋外拡声子局バッテリー交換修繕	沖電気工業株式会社 北海道支社
	庁内ネットワーク保守業務委託	PFU 北海道株式会社
	サーバ・ハードウェア保守業務委託	
市民生活部	指定ごみ袋等保管・搬送業務委託	株式会社東洋興業
	クリンクルセンター焼却設備整備補修	日鉄環境プラントソリューションズ株式会社
保健福祉部	新登別大橋巡回警備業務委託	新星警備株式会社
	新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター業務委託	JP ツーウェイコンタクト株式会社
	新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター業務委託	株式会社エスプール
観光経済部	旧労働福祉センター除却工事実施設計委託	日本都市設計株式会社
都市整備部	登別市都市公園の管理に関する協定書	登別造園工事業協同組合
	公園管理業務委託	公益社団法人登別市シルバー人材センター
	下水道使用料賦課徴収事務委託	登別市水道事業
	アイラブロード事業用花苗及び沿道美化事業用花苗（夏季分）	株式会社ネットワーク
教育委員会	蒸気式回転釜	日本調理機株式会社 北海道支店

別表 3

工事契約等 (抽出)

対象部局	施設名等	契約業者
市民生活部	クリンクルセンター焼却処理施設改修工事	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社
観光経済部	(仮称) 登別市情報発信拠点施設建設 (建築主体) 工事	和田・藤川 特別共同企業体
都市整備部	千代の台団地1号棟建替 (第2期建築主体) 工事	遠田・大内 特別共同企業体
	ボンヤンケシ川改修工事	株式会社北都建設
	富岸公園遊戯施設改築工事	株式会社宮武建設
	若山浄化センター改築更新工事 (建築)	住研ホーム株式会社
	若山浄化センター場内整備工事	有限会社オリエンタル産業
	4133外雨水管渠新設工事	北硫建設株式会社
教育委員会	給食センター貫流ボイラー更新工事	株式会社ゴウダ
消防本部	消防本部新庁舎敷地造成工事その1	株式会社カナザワ
	消防本部新庁舎敷地造成工事その2	株式会社北都建設

別表 4

現地監査 (抽出)

対象部局	施設名等	実施日
観光経済部	登別市観光交流センター (ヌプル)	令和4年10月31日

5 監査の結果

監査対象事務事業の執行については、全体を通じておおむね適正に処理されていると認められたが、事務執行の一部において是正、改善等が必要な指摘事項がありました。また、電子決裁等の導入により、事務執行における確認の方法など、新たな課題も生じている。

監査の際にみられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の過程において担当グループに対し指導を行った。

なお、特に改善を要するものについては、主管部署のみに関わるものは主管部署で調査検討のうえ改善し、全部署に関わるものについては、しかるべき部署が全部署に改善を指示するなどの措置を講じるとともに、業務の遂行にあたっては、各グループ等の管理監督者が根拠となる関係法令などを確認し、適切な方法で事務処理するよう望むものである。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

(1) 収入事務

領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について

【全庁】

領収書の記載について、誤記抹消の方法について不適切な事例や、また、使用済領収書に貼付する領収書使用報告の領収合計金額を誤記している事例がみられた。

領収書に関しては、これまでも定期監査で指摘してきたが、現金の受領のための重要な書類であることから、その基本的な取り扱いに関して、職員の認識を十分深める措置を講じるとともに、確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。

(2) 支出事務

支出負担行為に関する事務について

【全庁】

支出負担行為書について、登別市事務決裁規程に定められた決裁区分と相違している事例や、根拠を確認するには添付資料が足りない事例などがみられた。

【保健福祉部】

購入時の請求書により支払い済みの消耗品費について、新たに発行された請求書で2重に支払いをし、戻入処理を行った。

過去にも他グループにおいて同様な事例があることから、組織的な確認体制を整えるなど、再発防止に向けた取り組みを望むものである。

支出負担行為書については、これまでも定期監査で指摘してきたが、あらためて登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程をよく確認し、適正な事務の執行に努められ、改善に向けた取り組みを望むものである。

支出負担行為に必要な書類については、登別市財務会計規則第81条に規定されているが、添付されていない事例も見受けられ、電子決裁等の導入がその一因と考えられることから、管理監督者のチェックを含め、改善に向けた取り組みを望むものである。

(3) 給付等事務

【保健福祉部】

給付等に関する事務については、支給の可否及び額の決定などについて関係書類、その他必要な書類を対象に検査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、支給に相当な期間を要した事例も散見されることから、すみやかな支給に努められたい。

(4) 契約等事務

【全庁】

契約等に関する事務については、契約の方法、締結などが関係法令などに基づき適正に行われているかについて、入札書、契約書、検査調書、その他関係書類の検査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、随意契約に関し、根拠法令等の適用項目が相違している事例がみられることから、確認のうえ事務を執行するよう努められたい。

(5) 財産管理事務

【全庁】

公有財産等調書、行政財産使用許可調書、物品購入契約等調書、郵便切手受払簿の管理状況について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、不用物品の取扱いに関し、手順や関係法令等を十分に理解していない事例があったことから、適正に執行することを望む。

(6) 現地監査

【観光経済部】

《登別市観光交流センター（ヌプル）》

令和4年10月31日に現地において担当から説明を受け、施工状況等適正であると認められた。

今後は、施設が十分活用されるよう努め、情報発信や地域交流等の機能が充分発揮されるよう望む。

(7) その他の事務

出納取扱金融機関等に対する検査について

【都市整備部】

前回の定期監査において実施予定として報告していた下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計における出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関への検査については、書面検査を令和4年3月に実施したことを確認した。